

徳島県訓令第7号

庁 中 一 般  
東 部 各 局  
各 センター等  
各 総合県民局

令和七年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一各部の共通事項の項第二十五号の2並びに別表第三服務関係事項の項部長の欄第二号及び課長の欄第二号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号中18を21とし、11から17までを3ずつ繰り下げ、10を13とし、同13の前に次のように加える。

12 第八十八条の二の規定による県営土地改良事業の廃止

別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号中9を11とし、8を10とし、同号の7中「緊急防災工事計画」を「緊急防災等工事計画」に改め、同7を同号の9とし、同号中6を8とし、3から5までを2ずつ繰り下げ、2の次に次のように加える。

3 第五十七条の九第一項（第五十七条の十において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う情報通信環境整備事業の認可等

4 第五十七条の十一第一項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等

別表第四農山漁村振興課の項課長の欄第一号中18を20とし、12から17までを2ずつ繰り下げ、11を13とし、同13の前に次のように加える。

12 第八十三条の二第四項の規定による土地改良区連合の解散等の公告

別表第四農山漁村振興課の項課長の欄第一号中10を11とし、9を10とし、8を9とし、7の次に次のように加える。

8 第五十七条の十二第二項（第五十七条の十三において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区が行う連携管理保全事業の認可等をした旨の公告

別表第四の五知事戦略局長の欄第三号及び秘書室長の欄第三号並びに別表第四の六第三号中「同条第三項」を「同条第六項」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第四農山漁村振興課の項部長の欄第六号及び課長の欄第一号の改正規定は、同年五月三十日から施行する。